

第四十五回国会 社会労働委員会 議 録 第 二 一 号

昭和三十八年十二月十三日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 田口長次郎君

理事 重雄君 理事小沢 辰男君

理事 龜山 孝一君 理事 澁谷 直藏君

理事 田中 正巳君 理事 大原 亨君

理事 河野 正君 理事 小林 進君

理事 浦野 幸男君 大坪 保雄君

理事 熊谷 義雄君 小宮山重四郎君

理事 地崎宇三郎君 西岡 武夫君

理事 西村 英一君 橋本龍太郎君

理事 藤本 孝雄君 松山千恵子君

理事 粟山 秀君 亘 四郎君

理事 五島 虎雄君 島口重次郎君

理事 滝井 義高君 只松 祐治君

理事 千葉 七郎君 泊谷 裕夫君

理事 長谷川 保君 八木 一男君

理事 本島百合子君 吉川 兼光君

理事 谷口善太郎君

出席國務大臣

大蔵 大臣 田中 角榮君

厚生 大臣 小林 武治君

労働 大臣 大橋 武夫君

自治 大臣 早川 崇君

出席政府委員

厚生政務次官 砂原 格君

厚生事務官 熊崎 正夫君

(大臣官房長)

厚生技術官 館林 宣夫君

(環境衛生局長)

労働政務次官 藏内 修治君

自治事務官 佐久間 彊君

(行政局長)

委員外の出席者

厚生技官 浦田 純一君

(環境衛生局 環境整備課長)

建設事務官 鶴海良一郎君 (都市局長) 専門員 安中 忠雄君

十二月十三日

委員西岡武夫君、橋本龍太郎君、藤本孝雄君及び滝井義高君辞任につき、その補欠として松村謙三君、石井光次郎君、堤康次郎君及び加藤清二君が議長の名で委員に選任された。

委員石井光次郎君、堤康次郎君、松村謙三君及び加藤清二君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君、藤本孝雄君、西岡武夫君及び滝井義高君が議長の名で委員に選任された。

十二月十三日 生活環境施設整備緊急措置法案(内閣提出第九号) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件 生活環境施設整備緊急措置法案(内閣提出第九号)

○田口委員長 これより会議を開きます。この際、労働大臣より発言の申し出があります。これを許します。大橋労働大臣。

○大橋國務大臣 このたび、総選挙後の特別国会であります本国会におきまして、第三次池田内閣が成立をいたした。

ました。つきましては、引き続き労働大臣の職を汚すことに相なったのでございませぬ。もとより不敏ではございませぬが、労働問題につきましては誠意と熱意を持って当たりたく存じます。

○田口委員長 次に、厚生大臣より発言の申し出があります。これを許します。小林厚生大臣。

○小林國務大臣 厚生大臣の小林でございます。第四十五回特別国会の社会労働委員会の御審議に先立ち、この機会に一言ごあいさつを申し上げます。

私は、本年七月、西村前厚生大臣のあとを受けまして大臣に就任して以来、厚生行政の責任者として直接その衝に当たってまいりましたが、このたびの第三次池田内閣の発足に際し、再びその任につくことになりました。

今日、厚生行政が幾多の重要な問題に当面し、その解決が急がれておりますことは委員各位が御承知のことです。私といたしましては決意を新たに、厚生行政を国民の要請にこたえ、一そう前進させるべく最大の努力を払っていきたくと考えておるものであります。

当委員会におかれましても、従来から厚生行政に御協力を賜わっており、委員の方々に加えて、新しく厚生行政の分野に取り組まれる方々もお

いででございますが、各位の変わらぬ御支援、御協力をお願いいたします。

○田口委員長 次に、厚生政務次官より発言の申し出があります。これを許します。砂原厚生政務次官。

○砂原政府委員 私は厚生政務次官に再任を命ぜられました。私の役割りは、衆議院の諸先生方のお仕事の先棒をかついで走らしてもらおう仕事であろうと思っております。どうぞお引き回しをよろしく願います。(拍手)

○田口委員長 次に、労働政務次官より発言の申し出があります。これを許します。藏内労働政務次官。

○藏内政府委員 労働政務次官の藏内でございます。もとよりその任ではございませぬが、諸先生の御指導をいただきまして、重大なる段階にございませぬ日本の労働行政に微力を尽くしたいと思っております。どうぞよろしく願います。(拍手)

○田口委員長 次に、内閣提出の生活環境施設整備緊急措置法案を議題と

し、審査を進めます。

生活環境施設整備緊急措置法案 生活環境施設整備緊急措置法

(目的)

第一条 この法律は、生活環境施設の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善と公衆衛生の向上とに寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。一 生活環境施設 次に掲げる施設をいう。

イ 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する都市下水道

ロ 清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第四条に規定する特別清掃地域において収集された尿尿又はごみを処理するために市町村(特別区の存する区域にあつては、都)が設置する施設

二 下水道整備事業 前号イに掲げる施設のうち下水道法第二条第五号に規定する終末処理場以外の施設の設置又は改築に関する事業で、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第三条に規定する都市計画事業として実

施されるものをいう。

三 終末処理場整備事業 下水道法第二条第五号に規定する終末処理場の設置又は改築に関する事業で、都市計画法第三条に規定する都市計画事業として実施されるものをいう。

四 尿処理施設整備事業 第一号に掲げる施設のうち尿尿を処理するための施設の設置又は改築に関する事業をいう。

五 ごみ処理施設整備事業 第一号に掲げる施設のうちごみを処理するための施設の設置又は改築に関する事業をいう。

2 生活環境施設に係る災害復旧事業は、前項第二号から第五号までの規定にかかわらず、下水道整備事業、終末処理場整備事業、尿処理施設整備事業又はごみ処理施設整備事業に含まれないものとす。

(整備五箇年計画)

第三条 建設大臣は、昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべき下水道整備事業の計画(以下「下水道整備五箇年計画」という。)の案を、厚生大臣は、昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべき終末処理場整備事業の計画(以下「終末処理場整備五箇年計画」という。)

昭和三十八年度以降の五箇年間に実施すべきごみ処理施設整備事業の計画(以下「ごみ処理施設整備五箇年計画」という。)

「簡年計画」という。)の案を、それだけ作成し、閣議の決定を求めなければならぬ。

2 下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、尿処理施設整備五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 五箇年間に施行すべき事業の実施の目標

二 五箇年間に施行すべき事業の量

3 建設大臣及び厚生大臣は、下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画又は尿処理施設整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、下水道の整備の総合的な効果を確保するため、あらかじめ相互に調整を図らなければならない。

4 建設大臣又は厚生大臣は、第一項の規定により下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、尿処理施設整備五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ経済企画庁長官に協議しなければならない。

5 建設大臣又は厚生大臣は、第一項の規定による閣議の決定があったときは、下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、尿処理施設整備五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画を、遅滞なく公表しなければならない。

6 前五項の規定は、下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、尿処理施設整備五箇年計画

画又はごみ処理施設整備五箇年計画を変更しようとする場合について準用する。

(整備五箇年計画の実施) 第四条 政府は、下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、尿処理施設整備五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、尿処理施設整備五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画に即して、生活環境施設の緊急かつ計画的な整備を行なうように努めなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

下水道、尿処理施設その他の生活環境施設の整備に関して、昭和三十八年度を第一年度とする五箇年計画を策定するとともにその実施に必要な措置を講ずるものとするに、より、生活環境施設の緊急かつ計画的な整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田口委員長 提案理由の説明を聴取いたします。小林厚生大臣。

○小林國務大臣 たいま議題となりました生活環境施設整備緊急措置法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

ごみ等の汚物を衛生的かつ効率的に処理することは、国民が健康で文化的な生活を営むため不可欠な条件でありまして、政府は、かねてから、地方公共団体が下水道事業や清掃事業を支援なく遂行することができるよう下水道、尿処理施設等の生活環境施設の整備について深く意を用い、その促進をはかってまいりましたのであります。

しかしながら、わが国においては、これら生活環境施設の整備が従来著しく立ちおくれにいたるばかりでなく、近年においては、人口の都市集中あるいは国民の生活様式の変化等によって地方公共団体が処理すべき下水や汚物の量が激増しつつあるため、政府及び地方公共団体の努力にもかかわらず、遺憾ながら、必ずしもその処理の万全を期し得ない現状であります。

このような事態に鑑み、政府といたしましては、これら生活環境施設の整備については、新たな構想のもとに、昭和三十八年度を初年度とする五箇年計画を策定し、これを強力かつ計画的に推進することといたしまして、この法律案を提出するものであります。

次に、この法律案の要旨であります。この法律案では、生活環境施設の整備事業を下水道整備事業、終末処理場整備事業、尿処理施設整備事業及びごみ処理施設整備事業の四種に分けて、それぞれについて、五箇年計画を策定することとし、そのための手続として、建設大臣及び厚生大臣は、それぞれその主管にかかる事業につき、昭和三十八年度以降の五箇年間の実施目標と事業量を定めた計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないことといたしております。なお、

これら生活環境施設の整備五箇年計画の円滑な実施を確保するため、政府は必要な措置を講ずるものとし、また、地方公共団体も、この五箇年計画に即して生活環境施設の緊急かつ計画的な整備を行なうようにつとめなければならない旨を規定いたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○田中委員長 午後一時再開することとし、休憩いたします。

午後二時十九分開議

○田口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出の生活環境施設整備緊急措置法案を議題とし、審査を進めます。質疑の申し出がありませんので、これを許します。小林進君。

○小林委員 生活環境施設整備緊急措置法案の提案理由の説明は午前中に承ったのでございますが、これについて若干の御質問を申し上げます。厚生大臣、大蔵大臣、自治大臣、建設大臣、関係四大臣にお伺いしたいと思っております。けれども、どうか委員長の権威をもって大臣に漏れなく来ていただくようお願いいたします。

まず第一にお伺いしたいのでございますが、法案の内容を拝見いたしますと、大体三つの点に分けられるのではないかと、一つは、政府に対して五箇年計画を義務づける。第二番目は、事業実施の目標と事業量をきめていく。三番目には、政府及び地方公共団

体の努力義務といいますが、これに対して努力するということが義務づけられている。大体こういうふうな問題が分けられると思うのでございます。その第一番目の、政府に対して五カ年計画を義務づけるということでございます。それでも、それをいま一歩切り下げて、それを義務づけるためには事業実施目標と事業量とを定めた計画案を作成し、そして閣議の決定を求めるという形になっておるのでございませうが、一体その計画案というものはでき上がっておるのかどうか、どの程度に進捗いたしておるのか、これをひとつ厚生大臣からまずお伺いしておきたいと思ひます。

○小林国務大臣 計画案そのものは法案が成立してから閣議に提出する、こういうことになっております。したがういまして、まだここで申し上げるような具体的なものがあるわけではございません。私どもは一応の素案と申しますか、そういうものを持って、来年度の予算あるいは今年度の予算等にもそういう素案をもとにして一応のものを提出しておるのであります、申し上げましたように、正式の案はこれからつく

○小林委員 いま大蔵大臣がお見えになつたのですが、大蔵大臣も予算委員会であつたのと同僚が質問いたしておりますので、こつちで長く大蔵大臣をおとめしておきますと、予算委員会におけるわれわれの仲間が迷惑をします。こういう関係でございませうから、なるべく早く同僚の手に大蔵大臣を返したい、こう思うのでありますけれども、いまのような厚生大臣の非常に無責任な答弁では、われわれは大蔵大臣

臣を放すわけにいかない。

まず第一にお伺いするけれども、一体皆さん方はこの法案をなぜこの短期間の特別国会に出さなければならぬか、こういう長期の計画は通常国会でそれぞれ本腰でゆつくり考えて、悔いを干載に残さないように審議をしたらいじやないかと言つたら、大蔵大臣との折衝で三十九年度の予算獲得だ、予算をとるためには何でもこの法案は早く通してもらわなければ困るから、この特別国会でひとつ御協力を願うというたつての考え方だ、そういうようなお話がございましたから、それならばひとつ御協力いたしましょう。いま予算折衝に入っているはずだ。もはや各省予算は大蔵大臣の手元にも行つておるはずだ。計画もなければ、目標も事業量もなしで、どうして一体予算折衝ができるのですか。それならばわれわれを、彼でんにかけたも同じじやないですか。それでなければ予算折衝ができません。それではないですか。事業量もなければ目標も定められない、どうして一体予算折衝ができるのですか。

○小林国務大臣 ないとは申さないのではありません、私も正規の計画案は法案が通つてから閣議に提出する、こういうことになっておりましたが、それともとなる素案、こういうものを持っておるのであります、一応申し上げましょうか。

○小林委員 私は何も正確な事業案をお示しなさいなんて一つも言つてない。予算折衝のもととなる計画案があつたらお示し願ひたい。それが素案であるか正確案であるか、素案じゃだめだなどということは言ひましたか、そういうことを申し上げた覚えはござ

いませぬ。速記録を見てください。

○小林国務大臣 私ども、むろん大蔵省に予算もお願いをしておりますが、一応の計画があるから、それによつてお願いをするわけでは、

○小林委員 それに要する費用は一体どれくらいを目標とされておるのか、費用をお尋ねいたしたいと思ひます。

○小林委員 し尿とか、下水とか、ごみとか、三つくらいに分けて話したらどうですか。

億に対しまして、補助率が一般三分の一、六大都市は四分の一を予定し、その他は起債を予定いたしております。し尿処理施設についても同じでございます。ごみ処理施設につきましては、その一部につきまして四分の一の補助を予定いたしておるわけでございます。

○小林委員 その千八億、それから四百九十何億、ごみの三百七十何億、それは一カ年計画ですか五カ年の総計ですか。

○小林委員 それでお伺ひいたしますけれども、この法案によれば、それは三十八年度からの計画になっておるのでございますから、三十八年度といえは年度の始まりは四月でございます。四月からその計画は当然進めたいなればならぬのでありますけれども、一月初年度の三十八年度はこの三つに対して幾らを予定しておりますか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○小林委員 私は、ここに「し尿処理施設等整備緊急五カ年計画と昭和三十一年度予算要求の概要」といふ、これは厚生省環境衛生局でお出しになった資料を持っておりますが、これはあ

なたのおつちや数字と、ここに書きになつて数字は同じですか。

○小林委員 いま申し上げたのは、昭和三十一年度の厚生省関係の環境施設整備関係の予算でございます。先生お持ちのものは、三十九年度の予算要求でございます。

○小林委員 試みに、いま題目を読み上げましたが、その中に含んである数字をここで読み上げますと、第二表、緊急五カ年間の事業費および昭和三十一年度計画事業費、その中で下水道、終末処理施設緊急五カ年間の総事業費として千億円、その中の昭和三十一年度の事業費として、二百五億二千三百万円、し尿消化槽等施設の費用が三十八年度百八十七億二百万円、下水道は入れないで、この終末処理等、し尿施設だけで計三百九十二億二千五百万円になっております。あなたのおつちや数字の十倍になっておるじやないですか。

○小林委員 ただいま小林先生の仰せられました数字は、当初計画のときの数字でございまして、実際に予算が確定いたしましたので、本年度予算として持っておりますものが、ただいま私が申し上げました数字でございまして、今後の三十九年度以降の四カ年の計画を進めることになるわけでございます。

体大蔵省から幾らおもらいになりましてか。三十八年度の総予算はお幾らでございませうか。

○館林政府委員 終末処理場約十九億、し尿処理施設二十一億、ごみ処理施設一億でございます。

○小林委員 そうでございます。昭和三十八年から五十年計画でありまして、昭和三十八年からの五十年計画でありまして、麗々しくわれわれに審議させるけれども、その内容は、初年度の計画は何もないじゃないか。四十二億なんていうものは、計画による数字じゃないよ。計画があるうとなかろうと、平時の状態の予算である。だからいよいよその法案を審議するけれども、三十八年度を初年度にする計画なんておかしいじゃないですか。おかしくないですか。一体、第一次の計画に、いま申し上げるように四百億円も予算を計上して麗々しく五十年計画と銘を打っておきながら、実際に三十八年度には幾らの予算をもらったか。そのまさに十分の一にも足らぬ四十二億じゃないですか。下水は別にいたしましたも四十二億だ。それでもって初年度の計画とするというのは、何でも国会なんていうものは法案さえ通してしまえばいい、あとは五十年計画が六十年でも四十年でも何でもいらない、いかにちやらんぼらんやなり方ではないか、かように私は考えているのでありまして、この点は一体どうなんですか。その初年度の計画を三十九年度に延ばして、いまま少しきちんとしたやり方をしたらどうなんですか。

○館林政府委員 この法案に盛ってございませう五十年計画は、仰せのとおり三十八年度から四十二年度までの五十年でございまして、総事業量約二千億にいたしますと、初年度分が非常に少ないことは御指摘のとおりでございます。ただいま申し上げました国庫補助金四十二億のほか約百三十億の起債を考へまして、本年度二百五十億ほどの事業が行なわれるわけでありまして、これでは総事業量の五分の程度しかできないわけでありまして、平等にしますと、本来であれば四分の一で済ませればならぬはずでございますが、五分の一しかできないわけでございます。御指摘のとおり初年度分は少し少ないわけでございますが、その分を二年度以降の分で補足いたしまして事業量をふやしてまいります、かように思うわけでありませう。

○小林委員 総事業量は五十年間で二千億円でございませう。この二千億円を五十年計画でやろうというのでございませう。あなたはそれを五で割ればいいとおっしゃったが、私をあまりばかにしたよいうなもの言ひ方をなさるなぬでいたきたい。たとえて言え、あなたの方の焼却施設の設備費なんというものは何ですか。毎年平等でいくのですか。初年度において、その大半を整備する計画になっておるじゃないか。あなたの方の計画は、だんだん初年度から二年度と力を入れて、そんなごみ処理なんというものはいま緊急を要する問題なんだから、うんと初年度に力を入れて、二年度から累進的に減らしていくという、こういう計画ができていくというのでございませう。五分の一ずつ平等に分配するとか、そういうような話をしないでください。いまま少しあなたの方の事情にマッチした誠実な話をしてください。その二千億円なら二千億円は五十年間

で完成するというのなら、初年度幾ら、二年度幾ら、三年度幾ら、四年度幾ら、五年度幾らと、概算でいいから五年間を年次別に区切って答弁してください。

○館林政府委員 ただいま申し上げましたように、昭和三十八年度はその千九百五十二億中の約二百五十億でございますが、明年度は、私どもが計画しておりますのは三百五十四億、以後約四百七十億前後、四十年、四十一年、四十二年、引き続きおおむね四百五十億から四百九十億までの間くらいは計画を達成いたしたい、かように考えております。

○小林委員 そういう答弁についてはまだいろいろこまかいことをお伺いしたいと思ひますけれども、大蔵大臣も、先ほど申し上げましたように次の会場もあるようでございますから、これでひとつ大蔵大臣にお伺いいたしますが、大体いま申し上げました数字を、一体今年度から——三十八年度は、いま申し上げるようにした四十二億円しか組んでいないのです。それはあなたの手を通じて組んである。あなたは首をかしげることは一つもない。非常にけちな出し方をしていないのでありますけれども、三十八年度は法案が通過していなかったという問題もありません。だから事実上これは五十年計画でありますから、初年度、三十八年それ自体がずさんきわまる。本来ならば、この法案は、三十九年度を初年度として予算を裏づけすることが正しい計画の進め方じゃないかと思ひますけれども、それはあとにいたしまして、いま環境衛生局長がお話をいたしました予算を、一体大蔵大臣はこれをまず三十

九年度から組み入れてくださるといってお考えなのかどうかをお伺いしておきたい。これは私ども法案を通すのに一番重要ですから……。

○田中事務大臣 環境整備が急を要するということにつきましては、御説のとおり考えております。また五十年計画というふうなものが必要であるという問題に対しても、うなずいておりませんが、いま厚生大臣から御発言ございましたように、本法が通りましてあと、大臣としてこの五十年計画を、適正な規模を見出して決定をすわけでございます。現在御承知のとおり三十九年度予算編成中でございますので、この法律が通れば、この精神を十分生かしながら、予算編成過程において、五十年計画の数字を、大蔵省として調整し、適正な規模を求めたい、このような考えでおるわけでありませう。

○小林委員 それで大臣も御承知のように、この法案が通りまして五十年計画ができ上がったときには、その五十年計画というものを、この法案を閣議に持って行って閣議の了承を得る、こういうことになっておるのでありますから、この法案、計画は、その意味において普通の法案よりは相当重視しなければいかぬ。ですから、大蔵大臣の立場で言え、閣議で了承せられたものを、大蔵大臣が一体これをどう扱っていたかということでございます。それはその閣議決定に至るまでの間、あるいは建設大臣、自治大臣、関係大臣のそれぞれの話し合いがございませうけれども、閣議が決定せられるならば、大蔵大臣もその閣議決定には承服しなくちやらぬ義務がございませう。

す。ありますから、その閣議決定せられたものに対して、いやおうなしにその予算の裏づけは当然やらなければならぬものとわれわれは判断するのでありますけれども、閣議で決定せられたその計画に対しても大蔵大臣の裁量で自由に予算を削ったりふやしたり、伸ばしたり縮めたりできるものかどうか、この点をお伺いいたしておきたいと思ひます。

○田中事務大臣 生活環境施設整備緊急措置法案なるものがこの国会で通過して法律となれば、当然この法律に基づいて、閣議の五十年計画案に対する決定を求めなければならぬわけでありませう。そこで厚生、建設両省と大蔵省とが意見調整いたしますが、いざいざにいたしまして、五十年計画は策定せられるわけでありませう。策定せられた以上は、この五十年計画に沿って予算を盛らなければ法律違反ということになりませうので、当然拘束を受けるわけでありませう。

○小林委員 大体法律のねらいを——大蔵大臣の御答弁も、大体私どもの考へておるとおりの御答弁をいただきませうので、これでけっこうとはいきませんけれども、大筋はそれでけっこうでございます。なお、われわれのほうといたしましては、先ほども環境衛生局長のお話の中に、補助金が三分の一とか四分の一——六大都市は四分の一とか、こういうことでございませう、六大都市は四分の一でもよろしいが、いま御承知のように、大臣も農村の生まれでいらっしゃいます、農村は金肥ばかりたくさん使ひまして、し尿を使ひない。農村自体がし尿処理、終末処理に困っている。そういうことを承知

されながら、あんな貧乏な町村に三分の一、四分の一の補助金をくれて終末処理施設をやれというようなことは困難でございますので、これはわれわれは、どうしても二分の一以上のやはり補助金を国が負担してもらわなければこの緊急措置法も画竜点睛を欠くものである、こういうふうにご考えておるのではありません。おりますが、こういう点もひとつ大蔵大臣としては十分考えて、また起債の面においても十分考えてあります。大いに考えていただかなければなりませんけれども、こういう点において一体御理解と御協力をいただけるものかどうか、この御答弁をいただければ……。

○田中中国務大臣 基本的姿勢といたしましては、生活環境施設の整備に緊急を要するということは了解をいたしておるわけでありまして、他の公共事業との振り合い等もありますので、予算編成時においてできる限りの努力をいたしたいと思っております。

○小林委員 それでは次の御質問をいたしたいと思っておりますが、私は清掃問題に關して、単価基準といいたし、人員の基準といいたし、こういう問題について次にひとつ質問を進めてみたいと思っております。

大体厚生省は十萬都市を基準にして、そうして人員等を定める、あるいは自動車は何台とか、やれリヤカーが何台、こういうことをおきめになっておるようでありまして、大体厚生省のいわれる十萬都市を中心としたしまして、この清掃事業に人員何名を基準としてお考えになっておるか。自動車は何台、リヤカーは何台、そういうひとつ基準をお示しいただきたいと思いま

す。

○館林政府委員 御指摘の十萬都市あるいは五十萬都市というようなものを想定したしまして、ただいま都市問題研究会におきまして、特に荻田会長を中心として各関係者が寄つていま研究中でございます。遠からずその数字が固まってくると思っております。その際にご覧いただいま御指摘の数字が確定いたしました。私どもその線に沿つて清掃事業を指導してまいりたい、かように思っております。したがって、ただいまどの程度という数字が私どもの手元で固まっておりますので、御了承いただきたいと思います。

○小林委員 そうすると、これは三十七年度の計画ですか。何か厚生省は素案をお持ちになったことありませんか。三十七年度、十萬で清掃人員四十人とか五十一人とか、あるいはじんかひの大型のトラックが三台とか小型が二台とか、荷車が十台とか、し尿処理の場合は大型が一台とかバキュームカーが四台とか、リヤカーが五台とか、お示しになったことありませんか。——ここはあなたの方首をかしげて相談する場じやないですか。

○館林政府委員 御承知のように、清掃事業は市町村の本来の仕事というわけに、この財政基準を計算するため、自治省において基準財政需要の基本数字をつくるわけでございます。その基本数字になっておりますのは、ただいま先生御指摘の数字でございます。これは私どもとしては必ずしもその程度では満足はいたしておるわけでございますけれども、一応基準財政需要の計算の基本とした数字は、ただいま先生御指摘のような数字をもと

にしてはじいておるわけでござい

○小林委員 そうすると、いまおっしゃった五カ年間で大体二千億円の予算を要するという、その中における人員とか機材というものは、やはりいま私が申し上げたその数字を大体基準にしておやりになっておりますか。

○館林政府委員 二千億と申ししますのは処理施設だけでございます。そのほかに、機材のようなものはまた別途費用を要するわけでございます。これはただいまでも、清掃用自動車、運搬車のようなものに起債のワクをとつてめんどろを見ておるわけでございます。また、水洗便所化のためにも起債のワクを、ただいま申し上げました二千億の計画のほかに、また起債のワクを設けております。また、お話のございました人員等の関係の経常経費も、この二千億とは別のものであります。ただこの二千億は、施設を設置するだけの経費でございます。

○小林委員 そこまでいきますと、これはあなたのところより自治省大臣にお伺いしなければ明らかにならぬ。交付税の中に清掃関係の人員の費用が入っていることは、私も承知しております。交付税でいっているでしょう。ただし、つかみ勘定でいっているわけじゃない。やはり十萬都市に対して大体幾らの人員が必要であるか、その人員に当てはまった交付税の基準というふうになるでしょう。そういう勘定方と関係はないわけですか。自治省がかってにやっておるわけですか。

○館林政府委員 ただいま自治省において清掃事業の基本数字として算定し

ております基礎は、先ほど先生の述べられた数字でございますが、これでは非常に少な過ぎて実情にそぐわないというところで、現在私どもも改定を検討中でございます。その基本となる数字は、先ほど申し上げました委員会で検討しておるわけでございまして、そう遠からずこの数字が固まってくると思

○小林委員 自治省大臣もお見えになって、ちょうどよろしゅうございまして、いま清掃問題について質問いたしております。これから清掃問題に対して五カ年計画を厚生省が中心で——これには自治省も建設省もお加わりになりましようがおつくりになる。約二千億ぐらいで施設を整備されるそうでございます。その中の施設の問題は施設といたしまして、当然施設が大きくなれば人員も要するわけでございます。清掃関係に要する人員費というものは、自治省でお出しになっておる交付税の中に含まれておるわけでござい

清掃関係の人員に何人を要するというようなことは、先ほど申ししますように、十萬人の市を基準にして、そうして交付税、人員等をお出しになっていくようにございまして、いままでの交付税の中で十萬人の人口で一人何人の清掃関係者を見通し、そうしてどの程度の交付税をお出しになっておるかというところをお聞かせ願いたい。自治省大臣も頭がいいのでございまして、そう早急に答えが出ないようでございます。もし、しばらくの間御研究を賜わりま

してお答えをいただきたい。

○早川国務大臣 具体的な数字の問題でありますから、私が御質問にお答えする前に、事務当局からお答えいたしたいと思

○小林委員 それではあとでお伺いすることにしたしまして、大臣に質問というよりも注文があります。大体いままでの清掃関係の人員というものは、十萬を基準にいたしまして、厚生省あたりではおそらく四十人程度ではないかと思っております。四十人もくれないのではないかと私は見ております。それが厚生省なんかもちやちなものから、今度は新計画で、五十一人ぐらい十萬都市で清掃関係を持ってこよう。ところが、実際に清掃業務に従事いたしておりますのは、十萬基準で二百四十人から二百五十人なければ完全にはその設備ができない。こういうところに実際に働いている者と、いわゆる政府関係省との間に非常に開きがございます。だから自治省大臣は頭がいいのでございますから、こういう問題を大いに研究していただきたいと思います。

私は参考までに申し上げるわけですが、東京都とニューヨーク市では清掃関係の人員は一体どれぐらいあるか、私はずっと調べてみました。これはその数字ではございませぬ。東京都におきましては、人口が一千万人を凌駕しておるながら、清掃関係の従業者というものは三千人でございまして、ところでこの三千人の従業者が従事しているものは、まだ非科学的な手押し車やリヤカーを含めた作業に従事いたしておりながら三千人。ところが人口八百万そこそこのニューヨーク市では、こ

これは事務員ではございません、現場における作業員数でございますが、その作業員の数は幾らかというところ、一万三千五百人おります。しかもこの清掃設備というものがまことに近代的なものでございます。これは日本なか及びもつかない。最も科学的なオートメシク的な近代の清掃法を駆使しながら、なおかつ一万三千五百人も従事しておる。だから道にちりっ葉一つもないし、においもないのです。

私も、これはことしの六月ですらからそう古い話ではございませんが、社会主義国家のソビエトへ行きました。極東第一の都会といわれるハバロフスクへ行きました。ハバロフスクの人口はいまは四十万人ぐらいですが、実に道がきれいであります。あそこへ行きますと、清掃車が道路をきれいに洗っておりますし、ちり一片ない。皆さん方は、私がおまわり社会主義国家のことをほめてお気に召さぬ。このやろ、また宣伝をしていられないかと思われぬ。もしも私が必要ありません。見たままです。そこでハバロフスクの市長に会ったときに、一体清掃車というのはどれくらいあるのですかと云うたら、清掃の大型のトラックが人口四十万に百五十台です。百五十台じゃまだ足りないのです。足りないけれども、いまのところはやりくりして百五十台でやっているのです。こういう話です。ところが、こちへ来てみて厚生省あたりでその基準をお聞きいたしますと、さつきも言いましたように、十万都市を基準にしてじんかい処理の大型のトラックが三台、小型のトラックが二台、荷車が十台、人員が四十名、こう

いうようなことで都市清掃なんかをやらそうとする、じんかい処理をやらそうとする。大体考えの基準が間違っております。こういうことは厚生省ばかりじゃありません。自治省が直接そういう交付金や予算をお持ちになっておるのですから、ひとつ近代国家の町をきれいにするという観点に立って、こういうような人員や予算や機具の点において、自治大臣等は全く観念を新たにしております。取り組んでいただきたいと思います。そこまで考えられなければ清掃計画、五カ年緊急措置法を出したって何の意味もない、宣言法で終わってしまいます。この内容を充実させるためには、自治省大臣の新しい観念に立った御努力をお願いしなければならぬと思っております。一席申し上げたわけですから、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

とを定めた計画案を作成して閣議の決定を求めなければならぬという。この案は、主管庁はやはり厚生省でしようか、ちよつと御答弁をお願いいたしたい。

○早川国務大臣 日本の都市がきたない、全く同感でございます。また清掃だけではなくて、し尿処理におきましても非常におかれています。これも事実でありまして、来年度の起債あるいは財政面におきまして、特に事務当局に、清掃とし尿処理につきましては格段の配慮をするように検討を命じております。逐次御趣旨に沿うよう努力をいたしたいと思います。

○小林委員 大臣からけっこうな御答弁をいただきました。実際にそれが予算の面にあらわれることを私どもは非常に期待いたしております。先ほど大蔵大臣に申し上げましたように、この緊急措置法案が通りますと、これは立案の主体は厚生省ですか、それからまずお聞きしなければいけません、五カ年間の実施目標と事業重

に移管をされたのでありまして、その他のいわば終末処理場あるいはじんかいの焼却場というのは点でございます。管渠等とは違つて一つの場所を求めればよい。こういうことで、し尿処理場等の三つが厚生省の所管になっておりますが、終末処理場は当然下水を最後に受ける場所である、こういうことで終末処理場と下水とは相関関係を持つておられますので、これは十分連絡を話し合ひの上でいたしたい。

○小林委員 いま厚生大臣の言われた終末処理場は下水の受け口である、だから連絡していくが、し尿の処理場とじんかいの焼却場は点だから、建設事業とは別個で厚生省でいいだろうという理屈は、私はいただかぬ。その証拠に、現在じんかい焼却場、終末処理場というのは場所の選定で苦労しておられる。これぐらい各都市で困っておることはない。これはやはり都市計画の環としてやらなければならぬ。点は点で済まぬ。面の中にある点であり、都市の中にある点、これはやはり線の中にある点なんです。これは点一つで独立しておるのじゃないのです。ですから、そういうもの考え方方には私はあまり賛成できない。こんなところで議論したてたかたがないけれども、これは都市の美観の問題であり、観光の問題でもあります。それはやはりすべてにつなげていく問題でありますから、その意味において、私は主管が厚生省であろうと建設省であらうと、それはどっちでもかまわぬ

○小林委員 大臣からけっこうな御答弁をいただきました。実際にそれが予算の面にあらわれることを私どもは非常に期待いたしております。先ほど大蔵大臣に申し上げましたように、この緊急措置法案が通りますと、これは立案の主体は厚生省ですか、それからまずお聞きしなければいけません、五カ年間の実施目標と事業重

けれども、総合的に、一元的に問題を処理していくのがほんとうだと思つて、私はそう確信しておりますけれども、大臣はそうでないとおっしゃる。そうでないという答弁は、私はなかなか納得したい。しかし、これは将来の問題として残しまして、次に移りたいと思つておりますが、その清掃施設に対する補助率の問題であります。

先ほど局長が言われたように、六大都市は四分の一の補助で、他の普通の小都市は三分の一の補助を与えるというところでございます。これは自治省の大臣にもお尋ねしたのでありますけれども、小都市なんか、三分の一くらいの補助金ではとてもやりこなせるものではないのであります。ほんとうに環境衛生施設を整備してつばな近代小都市をつくり上げたいとおっしゃるなら、二分の一以上の補助を当然与えるべきであると私は考えます。この点、それぞれ御意見をお聞かせ願いたいと思つております。

○館林政府委員 昭和三十八年度のし尿処理施設、下水道、終末処理施設等につきましては補助率は、先ほど御説明申し上げましたように一般都市は三分の一、六大都市は四分の一となっております。ところが、実情はそれ以下でございます。実施の単価よりは補助対象となる単価が少ない、あるいは現地で整備する施設の全部が補助対象にならないというようなことから、補助額は実際はなかなか三分の一になりにません。それ以下になると四分の一あるいはそれ以下になるという事例があるわけでございます。したがって、まず第一段階としては、補助単価の食い違

いあるいは補助対象の食い違いを直すことに当面努力したい。もちろん補助率の引き上げも必要でございますが、当面はそこに重点を注いでまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○小林委員 私どもは、四分の一でも三分の一でも足りないからこれを二分の一にしなればならぬと言っているのに、いまあなたのお話を聞けば、そこにまだ至らぬ、実際は五分の一くらいだ。一体補助の対象にならぬというのは何ですか、土地ですか、お聞かせ願いたいと思います。

○館林政府委員 まず第一が土地であります。それから門とかさくとかかへい、そういう種類のものが大部分でございます。

○小林委員 実際そんなことをこれから整備しなければならぬ五カ年計画なんて、ならないじゃないですか。厚生省というのは全く情けない省だ。われわれは情けないじゃないですか。あなたのお話とおりならば五分の一にも満たない、何にも対象にならぬところもある。そんなことで環境衛生の事業を進めていかれますか。各市町村なんかみんな赤字です。赤字財政で、いま繰り合わせても人件費も払えない、みんな年末闘争でいよいよボーナスくれと言っても、ボーナスも払えないで市町村長が逃げ回っているところに、また終末処理なんて新しい仕事をもち込んでいって、そして四分の一、三分の一でも迷惑しごくだと思っているところに、冗談じゃない、五分の一にも至らないそんな金を出して一体この事業ができると思いますか、どうなんですか、大臣。単に法案を出して、また地方自治

体に新しい苦しみを与えるだけじゃないですか。これで一体五カ年計画が完成するとあなたはお考えになっておるのですか。大臣、ひとつお聞かせ願いたい。

○小林国務大臣 こういう問題もあるのです。したがっていままで補助率も増したい、これはいままでそうであった、これからまたこれでいくかどうか、今後また計画もつくらなければなりませんから、お話を次第も十分われわれ考えてやっていきたい、こういうように考えております。

○小林委員 そんなことは釈迦に説法みたいなんです。さきに大蔵大臣にも申し上げましたから、どく重ねて申すことはやめなければいけません、現在終末処理の施設などというものは、昔は大都市だけだったのが、いまはもう農村、都市もこれをしてやる。大臣御存じのとおりです。いまはもう、ああいう自然の肥料なんか使わないのです。全部金肥なんです。化学的肥料なんです。だから農村地帯も、こういう尿の処理に困っておる状況である。だからこういう処理施設というものは、農村、都市を問わず平等に必要なんです。それが海のあるようなところは、あるいは大きな川のあるようなところは、適当に海の中に流したり何かしますけれども、海のないようなところは始末に困るのです。一体どこへ捨てていいかわからない。これは、尿処理事業を持たなければならぬことになってきている。そういう状況の中で、いまの地方の市町村がどんなに金がなくて困っているかというところは、これは自治大臣が一番御存じだと私は思うのです。それを五分の一にも、六分の一にも満たない

ようなわずかな補助金でつって、おまえたやれ、やれと言おうようなことは、それは苦しみを与えるだけの問題です。こういうふまじめなものの考え方はだめです。いま少し可能な方法をひとつお聞かせ願いたい。

○小林国務大臣 尿処理等につきましては非常に御熱心な激励をいただいておりますのでありますが、実はこれは、私はあなたと同じ意見でございます。尿処理も従前は五カ年計画に入っておったのであります。しかし、私はそういうのんきなことはできない、こういうことで、就任してから、とにかくふん尿の処理だけは繰り上げてやらなければならない、こういうことで特にこれを二カ年に短縮して、そして今度は従来の計画を直してこの問題をやりたい、こういうふうな考え方をしております、とにかくお話をよく聞いて、ごみは都市の問題であつても、尿の問題はもう全国的な問題だ、こういう認識をいたしてやってやる。こういうことで、お話を趣旨をお聞きいたしました、私は非常に御趣旨のように進めたい。従前の補助も足りないが、また、やり方も悪い、こういうことも私はよく存じております。しかし、とにかくやることはどうしてやらねばならぬ、こういうことでもの要求は、ことしの計画の三倍以上ものを出しておるのであります。と、とにかくいまの措置としては、補助も大事であるが、地方はとりあえず起債があれば仕事ができる、こういうことでありまして、補助の足りない分

は自治省等にも願ひし、あるいは厚生年金の積み立て金等も還元融資等の方法によって、起債の方法によって、とにかく、とりあえずつくることを進めたい。お話のように、地方財政にまた余分な負担をかけないようにふうをする、こういうことは当然であります。さような努力をいたす。それにつけても、この法律案が通っていることが、通していただけておくことが今後のこの問題の処理に非常に有利であるし、また各省とも協力をしていたら、こういうことでお願ひをしておるのでございます。いろいろやり方の悪いところは私ども認めますが、要は、目標はあなたのおっしゃっているような方向に向かって進みたい、かように考えているので御了承願ひしたいと思います。

○小林委員 自治大臣にお伺いいたしますけれども、私はこれはやはり厚生省の仕事であると同時に、地方自治の問題だと思っております。地方自治の中で、こういう終末処理とか、あるいは尿処理とか、あるいはごみ、じんかいの処理とか、こういう行政事務に一体自治省はどれくらい比重を置いてやるのか、この点が実は非常に不明確です。やはりごみはごみだから、ごみ屋の事は地方自治体の仕事の中じゃ端っこの仕事だ、それよりももっとやらなければならぬことがたくさんあるのだ。それはそれでよろしい。学校でも、満足な学校がないような状態でありまして、それは自治大臣としては、自治体の問題の中じゃ、幾つもやらなければならぬと私は思うのです。そういうものがあればあるほど、こういう環境衛生整備というものは、私は自治省の重

点施策の中から、だんだん端っこに持っていくのじゃないか、こういう考え方がする。これに対する自治大臣の、自治省におけるウエートの置き方がどこら辺にあるのかということをお聞かせ願ひたい。

○早川国務大臣 個人の御家庭でも同じことでございますが、尿処理、清掃というものは、まず家を建てるとかあるいは衣食というものが重点になり、ある段階が過ぎてそれからそのほうの整備にかかるわけでありまして、自治体といたしましては、来年度が重点を置いておりますのは、住宅建設と清掃、尿処理でございます。具体的に申しますと、二十八年度は起債が、現在まで二百八十二億許可いたしております。二十九年度の地方債計画で大蔵省に要求しているのは四百三十九億円であります。画期的な地方債計画の要求をいたしていることでもおわかり願ひする。な、先ほどお尋ねのありました交付税の算定上の十カ都市の清掃人員は、地方税法の改正が先般なされました、三十二人ということになっております。

○小林委員 自治大臣の御答弁で、住宅建設と同時に環境衛生の整備に重点を置いていただくということ、これははまことにありがたい。私ども厚生行政ばかりやっておりまして、自治省の関係の委員会に行きませんからわかりませぬけれども、そういう点に重点を置いていただければ私どもは非常にありがたいのであります。三十九年度は四百三十九億円の起債をいま大蔵省に要求していただくということですが、三十八年度は二百八十二億円だけ

ら、なかなか多い。そこで、厚生省はどうか。厚生省は、この自治省の起債要求の中に、やはり厚生省の意見を反映しておりますか。

○小林国務大臣 私どもが、この環境衛生関係の計画に要する起債額をきめて自治省のほうに出してあるので、自治省はそれをもとにして要求している、こういうことでもあります。

○小林委員 そういふふうには両省の意見が一致されておるものならば、もちろん五カ年計画の中にも反映されておると思ひますので、こまかい内容は、きょうは大任にお伺いすることは省略いたしますけれども、どうか大蔵省から予算を獲得せられることの成功を、ひとつお祈りいたします。大臣の御手腕に期待いたします。

いませつかく、海のない地方のし尿処理がいかに困っておるかということをおし上げたから、今度はひとつ海のほうの問題なんだけれども、具体的に伺いたい。あの清掃をみな請負にしておきますと、やはり労力不足にして利益をあげようとするから、遠くの海へ持つていかず近くの海に投げちゃったり、あるいは人の見えない川の中に投げちゃったり、あるいは人の屋敷の近くに穴を掘つて埋めたりして、実に非衛生なことが盛んに行なわれてその被害が続出している状況でありますけれども、その中でも海に面した、いわゆる都市におけるし尿処理がなかなかうまくいかない。そういうわけで、遠くへ行かなくても海流の関係であるいは岸へ流れ着いてくる。こういうようなことで大腸菌が海浜にうようよしている。海水浴もできない。そういうような状態で、須磨、明石なんかは非常

にたいへんらしいですね。そういうようなことになりますと、また漁業関係ではノリにこういうものがひっつかつたり、あるいは養魚の関係に被害を及ぼしたり、これはまた海のない地方とは別な意味における実に緊急重大なる被害が起きているわけでございますが、こういう問題に対しても、これはどういった処置を講ぜられるお考えなのか、あるいはお話しになったのかどうか、また新五カ年計画の中に、こういう問題を完全解決するためにどういう考えをお持ちになっておるのかお伺いしたいと思ひます。

○小林国務大臣 お話のように、東京湾、瀬戸内海あるいは北九州地方と、これは現在でも非常な被害を生じて物議をかもしおりますので、海岸といえども海洋投棄はやめるといふことを目標として同様の施設をさせたい、そういうことでこの計画の中に含まれておる、こういうことです。

○小林委員 次にお尋ねをしておきたいことは、清掃法の問題でございます。私どもは、今度この法案の審議に際しては、今度この法案の審議に際して、通常国会には清掃法をどうか改正していただきたい、かようなことをお願いいたしております。その改正清掃法の中でも特に私どもが重点を置いておりますのは、どうかこれらもこういう清掃事業に対しては請負制度を廃止していただきたい、委託制を廃止していただきたい、こういうことをお願いしております。その理由というのは、いま申し上げましたように、請負になったり委託など受けることになりますれば、労少なくして利益をあげ

たいということから、いま申し上げました海と山を問わず、いろいろの被害が生じてきます。そういう意味においてこれをやめていただきたいというのでございますが、その点いかがでございますか、清掃法の改正の問題、○小林国務大臣 いまお話しのように、原則として直営にするという改正をしたいと思います。

○小林委員 これは明快な御答弁をいただきますと、まことにありがたいと思ひます。しかし、私どもは決して理屈を言おうというのではありません。この清掃事業というものは、私は地方住民の福祉行政の中心をなすものではないか、かように解釈をいたしております。地方自治体の中における最も重要な固有の事業であるべきだと私は考えておる。だから、地方住民から住民税を取る、あるいは固定資産税を取る、あるいは国も取りまされるけれども、そういう費用というものは当然こういう清掃事業に費やされるべきものではないか、こういうふうな考えをしております。こういうふうな固有の業務について、一おけ幾らだとか金を取るなというものは、これは間違いじゃないかと思ふ。わが日本の地方自治体の中には大きな間違いではないか、かように考えておるのであります。これはひとつ自治大臣から御答弁をお願いしたいと思ひます。

○早川国務大臣 清掃法に規定がございまして、手数料の徴収は法律的に差しかえざる限り、しかし、方向としては、一般財源でまかなう方向にいくことが望ましいとは考えております。現在は徴収することも差しか

えないというところであります。○小林委員 私どもが清掃法を改正していただきたいというそのお願ひの点では、そこにもあるのです。そういう手数料を取つてもいいなどという、そこに清掃法などという法律の改正はやっぱり清く正しくならぬ。いまおっしゃるように、清掃法で取つてもいいとあるから取るという、こういうインスタントの法律は改正する必要があら

ますけれども、一体地方自治法の中に取つてもいいような規定がございませうか。これは基本法ですからね。基本法と言つては悪い、憲法が基本法でございませうけれども、地方自治法に關しては地方自治法が一つの基本法と見て

てもよろしい。この中にこういう清掃事業なんかに対しては手数料を取つてもよろしいというふうな法律の規定があるのかどうか、お聞かせを願ひたい。○佐久間政府委員 地方自治法の第二百二十二条に、「普通地方公共団体は、特定の個人のためにする事務につき、手数料を徴収することができる」という規定がございませう。

○小林委員 その二百二十二条のあなたの解釈、二百二十二条によつてその清掃の料金を取れるというあなたの解釈はおかしありませんか。くそをたれたり小便をたれたりするのは特定の個人でありますか。

○佐久間政府委員 ふん尿をいたしまし者は特定の個人だけではないと思ひますけれども、そのくみ取りのサービスを受けまし者は、現在のところにおきましては、大多数の市においてはまた特定の個人というふうには私は思つてお

○小林委員 あなたの方は、法律を知っているのはおればかりというような顔を

をして、そうして第何条なんか読み上げられておやりになるからいけないんですよ。法律なんというものは、解釈が二つになったら大衆の利益になるように、国民の利益になるように解釈するの

が法律のたまえなんですよ。悪意の推定はせずというのはいくらもい

でも取るように、痛めつけるように、住民の迷惑になるようにばかり解釈している。そういうことじゃいけませんよ。私どもが証明書をくれとか、あるいは戸籍謄本をくれとかいう、そういう行為は、それは少なくとも特定の個人のためにする行為でございませうけれども、その町に住もうと、そのと

ころに住もうと、百人いれば百人の住民が、十万人いれば十万人の住民が、東京都に十万人いれば十万人の住民がひとしく行なう一般的な行為で、何が特定の行為だ。一般的な行為じゃないか。それを処理するのはいわゆる道路をつくるか橋をつくるのと同じです。こういう終末処理ということ

は、道路をつくり橋をつくる仕事と同じです。一般の人がみなこれを当然に活用しなければならぬ。それを特定の個人に対する事務というのはいけません。それは特定の個人に対するサービスだ、事務だ——こんなことをしますのサービスであると考えるところに、大きなあなた方の間違いがある。そんなことはサービスじゃないですよ。どうですか、あなた。これは都の間違いだ。どうですか、憲法裁判所に訴えますか。いまは行政裁判所はないですけども、どうです。私は争つても私のほ

うが正しいと思いますが、どうですか。いま一回御答弁を願いたい。これは大臣の答弁じゃなくちゃだめだ、官僚じゃだめだ。大臣いかがですか。こういう一千万人なら一千万人、一億人なら一億人の国民が全部ひとしくやる行為、それを処理する行為が特定のサービスであると大臣はお考えになりますか、どうですか大臣。

○早川国務大臣 政府委員から……

○佐久間政府委員 私どもは、現在大部分の都市におきます現況におきましては、やはり特定の個人のためにする事務であるという解釈をいたしております。しかし、もちろんこういうサービスがだんだんと普通化したしますと、先生の御指摘のように特定の個人のためにするという色彩がだんだんと薄れてまいると思いますが。したがって、将来の方向といたしましては、大臣がお答えになりましたように、一般財源でまかなっていくということはおそらく望ましいと考えておりますが、現行法の解釈といたしましては、先ほど申し上げたように考えております。

○小林委員 私どもはあなたの解釈には了承できません。現段階においては特定のサービスだ、これが将来一般化していけば特定のサービスでなくなるなどという、そういう経過的な段階において、特別のサービスになったり、サービスでなくなったりするような便宜的な法解釈にはわれわれは了承するわけにはいきません。これを称してわれわれは詭弁だ、三文代言だと称する。(三百代言だよと呼ぶ者あり)三百に至らないですよ。そんなのは三文代言です。三百にいかない。せめてそういう

法律問題を論ずるならば、まあ三百代言くらいに至る答弁をお願いしたい。私はこの問題は了承できませんよ。こういう法の解釈はここでは論じませんが、私はやはり行政の姿勢について、これは大臣に言いますけれども、大臣で間に合わなければ首相にも言いますよ。行政の姿勢として、いわばし尿処理に金を取る、あの高い住民税や固定資産税という税金を取った上に、その金を取らなすという国は——じゃ試みに伺いますけれども、日本のほかにもこういうし尿処理のために税金をお取りになってる国がどの程度おありになるか。外国の行政の例をひとつお聞かせを願いたいと思えます。

○館林政府委員 私どもが承知いたしております範囲では、外国は下水道が非常に発達いたしております。したがって、いまほとんど取っております。うのはほとんど取っております。残念ながらそう答えるを得ないでしょう。日本だけでですよ。いかに日本の資本主義政党がその政権下において残酷非道であるか、一般庶民を痛みつける上においていかに残酷非道であるかは、この一例をもってすれば明らかです。それが明らかになればいいが、さようなわけで頑迷固陋なる自治省の官僚をもってしても、将来はやはり取るべきでないということをやむを得ず答えておるのですから、やはり大臣の立場からはこういうものはそっくりおやめに取らねばならぬ。私どもでも言わしむれば二重徴収だ、二重税だ。そのためにわれわれは住民税を払っておる、そのためにわれわれは所得税を払っておる、そのためにわれわれは固定資産税を払っておる、そのためにわれわれは税金を払っておる、当然行政の中心たるべきこういう清掃関係に対する費用もやっけてもらえぬものと私どもは判断して払っておるにもかかわらず、なおかつこういうし尿処理のために特別に金を取られることは、私は行政上における二重の徴収、二重の搾取である、かように考えておるのであります。その解釈はいまも申し上げますとおり、ここではそれ以上論争することは別にして、将来早急にこれは取るべきでないというこの考え方に對して、一体御協賛、御協力いただけるものかどうか、お聞かせ願いたいと思えます。

○早川国務大臣 地方自治体の財源にも関係することでありますが、一般的方法といたしまして、将来一般財源でまかなうようにすることは望ましいと思えます。

○小林委員 御答弁をいただきましたので、次にいま二、三点お伺いいたしたいと思えます。

清掃労働者の待遇改善の問題で、お尋ねをいたしたい。現行の清掃業務に従事しております労働者、これは委託や請負の場合ではありませんか。そういう労働者は途中採用といいますが、中年採用といいますが、そういう採用が多いのであります。そのために非常に極端に安い賃金が払われておるのでございまして、これは直接政府がお雇いになる国家公務員でもございせんから、国が直接賃金の値上げというわけにはまいりませぬけれども、やはりこの環境衛生緊急整備の一環として、こういうような低賃金やこういうさびしい待遇が与えられておる限りは、やはりこの計画は進まない。だれもなり手がな

の不足を来たすことは当然考えられるのでありますから、一体厚生省としても自治省としても、これを進める上において作業員の待遇問題をいかにお考えになっておるか。特に大都會では日中こんなし尿処理の作業、清掃作業を続けるわけにはいきません。同じ道路を清掃するにしても早朝に清掃する、早朝労働に従事する。そういう関係になると、遠いほうから通ってくるような人々は採用できない。雇うほうも人員が不足する。雇われるほうも不便だからなかなかそれには従事できない。こういう問題がございまして、そこでこの清掃法を進めていくためには、この清掃に従事する人員をともに確保するという面において、やはり賃金、待遇の問題、特に住居の問題、こういう問題を別個に考えてやらなければならぬ。特に大都會の場合であります。大都會の場合を考えてやらなければならぬ。緊急の事態に遭遇いたしております。われわれのささやかな地位ではあります。やはり欧米先進国の中には、こういう清掃業務に従事する者のためには、作業行政として、都市の基盤からあまり遠くないところに特別に従事員の設備をしてやったり、賃金なんかについてもやはり特別の加算を認めたり、そして待遇改善をやりながら都市の清掃がらっばに完成せられるように努力している。こういう方面に対する配慮はおやりになっておるのかどうか、お伺いをいたしたいと思えます。

○館林政府委員 お話のございました、し尿処理、ごみ処理等の作業に對する従事員の給与が低いために、これらの従事員の募集にも困るとい

な事態を今日一部に起こしておる現状でございまして、お話のように、今日の給与は必ずしも十分なものでないと思っております。これは何とかして相当引き上げる必要がある、かように考えておるわけでございます。実際の数字を申し上げますと、昭和三十六年の直営のし尿、ごみ等の処理に従事しておる常勤労働者の平均給与は年額一人当たり三十二万一千円でございます。これをもう少し引き上げるために、先ほど御説明申し上げました研究会におきましては、実際の数字に当たっております。目下のものでは四十万円をこすような高額の数字が出ておりますが、この研究会には自治省も出席しておりますので、この数字が固まり次第、その線に沿って自治省のほうといたしましては御配慮いただけることと思っております。

○小林委員 どうでございます。もう理屈は言いませんが、自治大臣、そういうわけで当然三十二万円が四十万円以上ということになりますと、これは厚生省の三十九年度予算の中にそういう結論をすぐ組んでいただけるのか、お聞かせを願いたい。

○早川国務大臣 ただいま厚生省からお答えがありましたように、自治省と地方自治体の清掃関係の一つの研究会をやっております。その検討の結果を待ちまして——東京都あたりは地方の自治体と違いますが、地方の自治体はあまりよくないというふうなアンバランスがございまして、この検討の結果を待つて善処

いたしたいと思えます。

九

○小林委員 いまも何か理事が来まして、予算委員会で厚生大臣の出席を求めておるから放してくれと要請されておりますので、私も質問をはしゅりまして、ひとつ行かれるように努力をいたしたいと思ひます。それでは、大臣が一番答弁しやすい問題だけ一問伺いたい。

経済企画庁がおつくりになつたというわけではありませんが、内閣でおつくりになつております所得倍増計画の中にも、こういう環境衛生に関する十年間の一つのビジョンとまではいきませんが、素材が入つておる。一応の予算を組んであるが、いわゆる所得倍増計画からはみ出した計画というものは認めないということを経済企画庁はしばしば言明しているところですよ。いまの緊急整備五カ年計画というものは経済企画庁の所得倍増計画からはみ出ております。こういう問題に対して、企画庁と厚生省を中心とする関係各省、この両者の了解ができて上がつているのか。厚生大臣の一番お答えしやすい問題でありますから、大臣にお答え願ひいます。

○小林委員 お話のような向きがあります、これは再検討する、こういうことになっております。

○小林委員 再検討されるといふのは、企画庁のほうで再検討されるのか、厚生省の五カ年計画を再検討するの、どちらか明確にお聞かせ願ひたいと思ひます。

これは私どもにとりまして非常に重大な言質でございます。しかしこれはここへ企画庁長官を呼んできてその明確な言質をいただくというのには時間がありせんから、これはひとつ後日

経済企画庁長官の前に質問をいたしまして、明確にいたしたいと思ひます。それでは後日に留保いたしましよ。次に経過措置の問題についてお聞きいたしますけれども、この緊急措置法を最初に御計画になつたときは、下水道法の改正、清掃法の改正を厚生省も関係各省も用意された。ところがいつの間にかやら消えてしまつて改正法をやらないうちでこの法案だけが出てきた。どうして途中で清掃法や下水道法の改正をおやめになつたのか、その経過措置についてお聞かせ願ひたい。

○館林政府委員 御指摘の清掃法の改正の問題は、私どもとしてはやめることなく検討中でございます。できるだけ早く改正案を出したいと思つております。

○小林委員 それは先ほどからお尋ねいたしまして、通常国会にはお出しただくという言質をいただいたおられます。それはいいのです。あなた方が最初にまだ固まる前の草案をおつくりになつたときには、同時に下水道法も清掃法も改正をするという計画があつたのですよ。それが途中で消えてしまつた理由をお聞かせ願ひたい。

○館林政府委員 私どもとしては、この緊急整備法案と同時にということではなくて、できるだけ早急にとつてとで考えて措置をいたしておつたわけでございます。

○小林委員 それじゃ、事のついでにあなたは先ほどから清掃事業研究会というのをしよば言つておられます。格、目的、また将来これはどんなぐあいに運営していかれるのか、その点について若干お聞かせ願ひたい。

○館林政府委員 これは厚生省並びに自治省が加わりまして、むしろ主体は地方自治体側並びに専門の学者の方々がお入りになりまして、清掃事業はかあるべしというモデルを想定いたしました。検討を続けておる研究会でございます。この目的は、今日の清掃事業が非常に不十分でございます。人員の数がおきましても設備におきましても給与におきましても適当と思われないうちで、また財政措置においても必ずしも十分でないということから、これらを、現状としてはかなり思い切つた改正をいたしたいということ、少し理想に走るかもしれないが、それでもかまわないからということで、相当希望的な案を想定して研究いたしておる会でございます。この会の結論が出れば、私どもも、また自治省のほうでも十分尊重いたしてまいりたい、かような考へで進めておるものでございます。

○小林委員 この研究会はどこに所属されるのか、また、一休会議をどの程度に開かれておるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○館林政府委員 これは市長会並びに都市センター事務局が共同で自主的に設けたものでございまして、役所が積極的にこれに特に参加しておるといふわけではなくて、役所はその一員として加わつておる。こういうことで、むしろ自治体側の自主的な研究会の性格を持っております。

○小林委員 将来はどういうふうになりますか。

○館林政府委員 たとえこのようなや私的な委員会の結論でございまして、委員の中には厚生省側も自治省側も入つておりますので、ここで出ました意見は十分行政に反映するようになると思ひます。

○小林委員 私のお尋ねするのは、いま言われるように市長会なり都市センターがそれは自由におやりになつたというのだが、これは一体、運営の経費はどこから出るのですか。何もこれは法律的根拠もない、あなた方ももちろん省令も規則もない、全くこれは任意的な一つの団体といひますが、委員会、研究会ということになりますか、そういう性格のものですか。法律根拠は何もありせんか、お答えを願ひたいと思ひます。

○館林政府委員 この研究会の費用は市長会、都市センターから出ておるわけでございます。本来であれば役所側が費用を持ち、委員会を設けるべきでございますが、経費の関係等もございまして、こういう自治体側が持つていたおるわけでございます。

○小林委員 私の申し上げたいことは、この中にはいよいよゆる純粋な民間人とかあるいは大衆、庶民とか住民とかという方々はお入りになつていないの、ございまして、学者の代表としては東京大学とか都立大学の助教授がお入りになつておるというだけで、あとはお役人と市長会の市長さんあたりがお入りになつておる。少し性格が、あなた方のいわゆるお役所の下請機関というか、お役所の御意向を承つていくような、いわゆる世論というかほんとうの国民なり住民の意思を反映した研究会というよりは、お役所のお仕事を適当にPRする何か下請機関というふうな感じが濃過ぎるのではないかと、こ

○館林政府委員 この研究会の費用は市長会、都市センターから出ておるわけでございます。本来であれば役所側が費用を持ち、委員会を設けるべきでございますが、経費の関係等もございまして、こういう自治体側が持つていたおるわけでございます。

○小林委員 私の申し上げたいことは、この中にはいよいよゆる純粋な民間人とかあるいは大衆、庶民とか住民とかという方々はお入りになつていないの、ございまして、学者の代表としては東京大学とか都立大学の助教授がお入りになつておるというだけで、あとはお役人と市長会の市長さんあたりがお入りになつておる。少し性格が、あなた方のいわゆるお役所の下請機関というか、お役所の御意向を承つていくような、いわゆる世論というかほんとうの国民なり住民の意思を反映した研究会というよりは、お役所のお仕事を適当にPRする何か下請機関というふうな感じが濃過ぎるのではないかと、こ

○館林政府委員 この研究会の費用は市長会、都市センターから出ておるわけでございます。本来であれば役所側が費用を持ち、委員会を設けるべきでございますが、経費の関係等もございまして、こういう自治体側が持つていたおるわけでございます。

○小林委員 私の申し上げたいことは、この中にはいよいよゆる純粋な民間人とかあるいは大衆、庶民とか住民とかという方々はお入りになつていないの、ございまして、学者の代表としては東京大学とか都立大学の助教授がお入りになつておるというだけで、あとはお役人と市長会の市長さんあたりがお入りになつておる。少し性格が、あなた方のいわゆるお役所の下請機関というか、お役所の御意向を承つていくような、いわゆる世論というかほんとうの国民なり住民の意思を反映した研究会というよりは、お役所のお仕事を適当にPRする何か下請機関というふうな感じが濃過ぎるのではないかと、こ

○館林政府委員 この研究会の費用は市長会、都市センターから出ておるわけでございます。本来であれば役所側が費用を持ち、委員会を設けるべきでございますが、経費の関係等もございまして、こういう自治体側が持つていたおるわけでございます。

○館林政府委員 御指摘のとおり、一般住民代表というふうな形の方はお入りになつておられませんが、学者の方々がこの研究会に入つていただいておりますので、受益者の声もある程度反映するようにはなつておると思ひます。

○小林委員 こういう点も、全くの任意団体ということで私どもは不当な干渉をするといひませんが、いづれにしても、どうもお役所がこのごろ非常にこうになつて、あらゆる官庁で最近はやりになつて、あらゆるの言い分を下部に適当に世論のような国民の声のようなカムフラージュをして、そして行政を浸透させるというふうな実に巧妙な、知能犯と言つては悪いけれども、そういうふうな民主主義に便乗したカムフラージュ的な擬装的な民主主義、擬装的な世論をつくり上げるようなそういう形ができておる。私どもは非常に苦々しく思つておるのですよ。苦々しく考へておりますので、これはあなたとは関係がない、あなたは一メンバーとしておやりになつたといふそのことばで言へば、あなたに申し上げたいのは若干筋違いかもしれないけれども、お役所の立場からはなるべくそういうことがないようになつて、そういうひきょうな行動をなさらないように、ひとつ十分気をつけていただきたいと思います。これをひとつお願ひいたしておきます。

次にお尋ねしますけれども、やはり清掃法に連連の関係があります公害の問題です。この環境衛生の緊急整備と同時に、いわゆる公害対策をどう進めていかれるか。これはやはり厚生省の

○館林政府委員 御指摘のとおり、一般住民代表というふうな形の方はお入りになつておられませんが、学者の方々がこの研究会に入つていただいておりますので、受益者の声もある程度反映するようにはなつておると思ひます。

○小林委員 こういう点も、全くの任意団体ということで私どもは不当な干渉をするといひませんが、いづれにしても、どうもお役所がこのごろ非常にこうになつて、あらゆる官庁で最近はやりになつて、あらゆるの言い分を下部に適当に世論のような国民の声のようなカムフラージュをして、そして行政を浸透させるというふうな実に巧妙な、知能犯と言つては悪いけれども、そういうふうな民主主義に便乗したカムフラージュ的な擬装的な民主主義、擬装的な世論をつくり上げるようなそういう形ができておる。私どもは非常に苦々しく思つておるのですよ。苦々しく考へておりますので、これはあなたとは関係がない、あなたは一メンバーとしておやりになつたといふそのことばで言へば、あなたに申し上げたいのは若干筋違いかもしれないけれども、お役所の立場からはなるべくそういうことがないようになつて、そういうひきょうな行動をなさらないように、ひとつ十分気をつけていただきたいと思います。これをひとつお願ひいたしておきます。

次にお尋ねしますけれども、やはり清掃法に連連の関係があります公害の問題です。この環境衛生の緊急整備と同時に、いわゆる公害対策をどう進めていかれるか。これはやはり厚生省の

○館林政府委員 御指摘のとおり、一般住民代表というふうな形の方はお入りになつておられませんが、学者の方々がこの研究会に入つていただいておりますので、受益者の声もある程度反映するようにはなつておると思ひます。

○小林委員 こういう点も、全くの任意団体ということで私どもは不当な干渉をするといひませんが、いづれにしても、どうもお役所がこのごろ非常にこうになつて、あらゆる官庁で最近はやりになつて、あらゆるの言い分を下部に適当に世論のような国民の声のようなカムフラージュをして、そして行政を浸透させるというふうな実に巧妙な、知能犯と言つては悪いけれども、そういうふうな民主主義に便乗したカムフラージュ的な擬装的な民主主義、擬装的な世論をつくり上げるようなそういう形ができておる。私どもは非常に苦々しく思つておるのですよ。苦々しく考へておりますので、これはあなたとは関係がない、あなたは一メンバーとしておやりになつたといふそのことばで言へば、あなたに申し上げたいのは若干筋違いかもしれないけれども、お役所の立場からはなるべくそういうことがないようになつて、そういうひきょうな行動をなさらないように、ひとつ十分気をつけていただきたいと思います。これをひとつお願ひいたしておきます。

次にお尋ねしますけれども、やはり清掃法に連連の関係があります公害の問題です。この環境衛生の緊急整備と同時に、いわゆる公害対策をどう進めていかれるか。これはやはり厚生省の

あなたの局でしょう。言いかえれば上と下との問題です。大気汚染、汚水、騒音、有毒ガス、地盤沈下、爆発、爆発の震動に基づく被害、それから放射線の問題、こういうような問題もやはりともやってもらわなくちゃならぬのであります。環境衛生の中において一つの重大な部門ですから……。こういう点について一体どういう処理を進めになっておるか。三十九年度から予算獲得もやらなければなりません。これをひとつお聞きしておきたいと思

います。

○館林政府委員 公害に關しましては、大気汚染、水質汚濁、あるいはスモッグ、あるいは騒音、震動というような諸問題がござります。その中で大気汚染に關しましてはばい煙規制法がありまして、ことしの九月一日からこれが一部の地域で施行になりました。東京、京浜地区、それから阪神地区、北九州地区、この三地区であります。近く四日市地区その他二、三の地区をこれに追加する予定で目下調査中

でございます。これは御承知のとおり、それらの地域に指定された場所に新たにばい煙を出す工場等の施設を設置しようとするときは、一定の基準以下にばい煙あるいは有毒ガスを押える装置をしなければならず、また二年間の猶予期間をもって従来の施設もそのような改良をしなければならぬ、こういう規定がござります。ただこれだけの規定がありまして、なおかつ施設が非常に多い場合には、気象条件が悪い際スモッグの発生を避けることはできないのでございまして、今日東京におきましては十二月は最もスモッグの多い月でございりますが、月の

約半数はスモッグが発生しておるといふ現状でござります。これに對しましては、このばい煙規制法に基づきまして煙を出す施設に對して協力方の警告を出すということで、先般省令を設けまして、一定の有毒ガスの状況になりました場合、すなわち亜硫酸ガスにつきまして○二P P M三時間以上、

○三P P M二時間以上というような状況になりました場合には、都道府県知事からこれらの施設にばい煙を規制するような協力方の要請をするという扱いをすることになりました。なお、これから指定しようといはします四日市につましては、指定条件を定めるために目下特別調査団をつくりまして調査中

でございます。この調査団の結果が判明次第、基準を策定いたしました。さうして、かような規制に指定したい、水質につきましては、これも河川の領域を定めまして特別規制をやっておるわけでございまして、東京におきましては江戸川、あるいは木曾川、淀川等が現在指定をされております。しかしながら、問題の隅田川等は、まだその基準が定められないために汚濁防止領域に指定されておられません。これはできるだけ早い機会に基準をつくりまして指定をいたしたい。このようにいたしまして河川の汚濁防止は、この法律適用の特別地域河川に指定することによりまして、漸次汚濁を防止する措置を講じてまいりたい、かように考えてお

ております。なお、自動車の排気ガスの問題が実はあるわけでございまして、自動車の台数が非常に多くなるに従いまして、これがかなりわが国においても問題となつてきたわけでござります。これはただ、遺憾ながら今日の状況では有効な有毒ガスを排除する装置がまだ必ずしも十分に開拓されておると言いがたない状況でございまして、まず第一にそのほうを先にしなければならぬ状況でござい

ます。それから騒音、ことに最近問題となつておりますジェット機の騒音等は、かなり社会問題となつておりますし、また建築場の付近における震動等も相当大きい問題でござい

ますが、これらに關しましてはなお技術的な分野で検討を要する部分が多々ござい

ますので、目下の段階においてはその分野を強化するということが急務と考

えております。そこで明年度におきましては、厚生省といたしましてはまずスモッグ対策として、人口五十万の都市に一所の割合で約一千万円のスモッグ調査の自動記録計を備へまして、そこをモニター網としてしまして情報を集めましてスモッグの調査をいたし、あるいは必要な警報を出すというふうなことをいたしたいと思ひますし、また都道府県の衛生研究所には特別な公害關係の調査費を配賦いたしまして特別な調査用の機具を裝備させるといふことをいたす予定でおります。また、先ほど申し上げました新しいばい煙規制領域あるいは河川の領域を調査し、あるいは有毒ガスを調査するための調査費を相当大幅に明年度予算に要求いたしております。さらに、公害衛生研究所をつくりまして、公害が人体にどのような影響があるかということを中心に調べ、まして、それによつて将来起り得べき公

害を排除いたしたい。ことに東京都内には、御承知のように宮城前の松をはじめ、植物にはかなり顕著な公害の影響を受けている気配が私ども感じられるわけであります。したがつてこれが人体に影響がないはずはないのであります。この方面の研究は今日非常に

おかれておると私どもは感じておりますので、どうしても公害衛生研究所を設けて十分に調査をいたしたい、かように考えております。○小林委員 公害の問題については、日本の行政が一番おかれておるといふ点だけはあなたのおっしゃるとおりであります。非常に同感であります。で

何としてもこれはひとつ早急に解決するように強力な手を打つていただかなければならぬと思ひます。宮城の松が枯れたと言ひますが、松が枯ればいよいよ人間の命さえ差しかえなければいけません。それがおっしゃるようになります。おっしゃることはたいへんなことでありまして、その点、松が枯れるのがたいへんで人間の命のほうはどうでもい、これが資本主義政

党の一番悪いところですね。人命軽視です。松だけ大切にすればいい、人の命は粗末にする。あなたの答弁はそういう意味ではないのですけれども、えてして資本主義政

党はそういうことをやりたがっている。この点にはひとつ大いに注意をしていただい

て、人間の命は地球よりも重しでありまして、その意味においては道路や橋はあつてもよろしい、やはり公害対策や人命に影響する問題は早急に手を打つ、こういう姿勢を整えなければい

かぬ。その姿勢がない。残念です。それにしては、いまの自動車の排気ガスの問題ですけれども、こういうことも欧米先進国はそのままになっているのかどうか、お聞かせを願ひたいと思ひております。○館林政府委員 現在自動車の排気ガスに對する規制が行なわれておるのは、私どもの調べた範囲ではロスアンゼルスだけでござい

すというような形でよろしゅうございませぬから、早くこういう排気ガスの防止策は、悪いと言いなから放任をしていくなどという事は許されることじゃございませぬ。早急にひとつ手を打っていただきたいと思ふのであります。特にこの公害の問題——きょうの問題ではありませぬけれども、並行していく問題でありますから、公害について新産都市が指定になつてそれぞれ計画が進められておりますけれども、これも聞いてみますと、道路や工場誘致やそういった方面ばかり重点がいつて、当然ついでに公害に対する計画が非常におくれていられることをわれわれは方々から聞いておる。工場を誘致すれば当然汚水が出る、ばい煙が出る。人が集まれば排気ガスも出る、空気も濁る。でありますから、こういふ新産都市なんというものについては、そういう工場誘致と同時に裏側の施設、こういふ環境衛生や公害の問題がきちんとついて回らなければならぬ。この点について一体厚生省はほんとうに考えていられるのかどうか、私はこの機会にお尋ねを申し上げておきたいと思ふのであります。

○館林政府委員 御指摘のとおり、新産都市の建設にあたりましては、公害問題を特に重視する必要があります。公害問題を特にお尋ねをいたします。私の力を入れております。ごく最近の新産都市の計画設定にあたり、企画当事者を新産都市のすべてから集めてきてかなり多数が集まりましたが、公害問題を特に二日間わたって詳細に検討いたしました。詳細な指導をいたしました。私どもがその指導の際受けた印象は、都市側、県側非常に熱心にこの問題を考え

ておるといふ印象を受けたわけでございますが、今後とも十分指導を強くしてまいりたい、かように考えておりますし、市側、県側も十分これは考慮していきぬき組を見せせておるわけでございます。

○小林委員 ひつこの指導は最も緻密、計画的に進めていただきたいと思ふますし、抽象的な、あるいは初步の段階においては、確かにそういう環境衛生やら公害の問題等に対しては熱意を示すけれども、しかし予算に組んで将来どれからやろうかということになると、必ずこの問題はあと回しになってくる性格が多分にあるのであります。だから初めはまことに脱兎のごとく、最後にいけば竜頭蛇尾に終わる形になりやすい事業でありますから、どうかひとつ新産都市に専事する地方市町村も特に手をゆるめないうで、初めのごとく熱意は最後まで続くようにつつとつばな環境都市をつくり上げて——新産都市は工業だけではございませぬ、環境を含めたりつばな近代都市をつくり上げて、そういう構想でやっていただくことを私は特に熱望いたしておきます。

結論を急ぎますけれども、要は、生活環境施設整備緊急措置法案に対しては、私どもは結論として言いたいことは、やはり問題の五カ年計画を単なる宣言法ならしめないで、ちゃんと予算の裏づけもしたりつばな具体性のある、現実に即したそういう法案であつていただきたいということなのであります。その点はどうですか。先ほど大蔵大臣にも、厚生大臣にもお伺いをいたしましたけれども、この問題はどうかです。政務次官、あなたは副大臣だから、

副大臣になつて初めての答弁でありませぬから、ひとつ初めての答弁として自信のあるお答えをいただきたいのであります。私どもが一番おそれておることは、こういうような計画法は単なる宣言法といひますか、抽象だけの法に終わつてしまつて、法律はできたがそのままたそれがほこりをかぶつて置き去られて、少しも実行の段階に至らないうという、この点が私どもが一番心配なんです。だからこの点を、確信を持ってちゃんと予算の裏打ちをして、そして三十八年度計画といひながらもう三十八年度は終わつて、実際は三十九年度からこれは開始されるわけでありませぬけれども、その御確信をお持ちになつておるかどうか、お尋ねをいたしたいわけでありませぬ。

○砂原政府委員 先ほど小林大臣から本件に対しては確信のある答弁をいたしておるのであります。国民のたしてが文化的な生活を営んでいく上において、し尿問題等はことのほかかみやかに処理されなければならぬわけでありませぬ。われわれも、大臣、私の場合も二人が相談をいたしましたときに、何を一番国民が求めておるか、何を解決することが国民の文化生活を豊かにすることになるかという上から、このし尿処理問題等はことのほかかみやかに解決をせなければならぬというので、この法案に対して、この予算化にいたしましたしめて責任を持つて善い、それはいたいと申します。さういふ御激励をちょうだいいたしておるのでありますから、われわれも一そいう意を強くして本件と取つ組んでまいりたいと思ふのであります。

○小林委員 次のいわゆる施設の目標と事業量の問題です。その問題も、いまお話しのとおり五カ年間で二千億円の事業量と完成したい、こういうお話があつたわけでありませぬ。その事業量に対して、いま計画案の素案はあるけれども成案はないとおっしゃつた。私は、成案でも素案でもよろしいが、この法案が通れば直ちに閣議にかけて決定をされたらだかちなければいかぬと思ひますから、そのときにきょうの御答弁と内容がくると変わるようなことのないように、必ずきょう御答弁になつたその事業量とその内容に対しては、確信を持って閣議を通過させるといふ決意があるかどうか、お聞かせを願ひたいと思ひます。単なる委員会における答弁だけに終わつて、この答弁が済んで法案が通つたらあつてはこんなにも変わりましたじゃ、私どもは承ができません。この点ひとつお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○砂原政府委員 小林先生のお尋ねに対しては、政務次官が幾ら力んで答弁をしてみても、肝心な大臣が閣議に出席しての問題は大臣でないやれないので、したがつて、大臣のけつをたたく分は幾らでもやりますが、その点についての決意の問題は、あらためて大臣のおりますときに大臣からお答えをさせていただきます。思ひます。

○小林委員 大事な問題についてやはり大臣がいられないと答弁ができません。それはごもっともであります。この問題は、後日また法案が成立する段階において、いま一回御質問をいたしたいと思ひます。

いま一点をいたしまして、私は自治大臣に——大臣がいなければ局長でもいいと思つて最後の問題を用意しておつたのであります。東京都における清掃業務の区に移管の問題に対して、一体自治省はどういふふうにお考えになっておるかという問題をひくくお尋ねをしたかったのであります。おおいでになりませぬので、これもひとつ委員長から、法案審議を終結します段階にこの問題は御質問をさしていただくということにいたしました。仲間の関連質問があるからでありますから、関連質問を一、二お許しをいただきたいと思ひます。

○只松委員 関連して、初めて出てまいりまして小林先輩の御高見を聞いておりまして、二、三感じました点を質問させてもらいたいと思ひます。

まず一つは、私は埼玉から出てきたのですが、埼玉のように急速に発展しておるといひますから、たとえば何々団地、ひばりヶ丘団地あるいは緑ヶ丘団地、いろいろのこういふ住宅が密集してきております。しかし、そこに道路もあまりないという状態でありまして、もちろん下水もあるしし尿処理、そういう問題に至つてはほとんど絶無、こういう状態のところが多いわけですから、これは主として東京の業者が来て建てて、建ち売りをして、そしてそのあとの始末だけは埼玉県なりあるいは地元の市町村が引き受けなければならぬ、こういう状態が随所に見られる。私の県で、私の一区だけで十二万五千人新有権者がこの間に増大した、こういうことから端的にそのことがわかるわけですね。したがつて、こういう問題は単にその一市町村にまかせるといふ問題ではおほいとおぼしくなつてきておると思ひます。一市町村では問

題処理ができない。そういう点に対して、厚生省なりあるいは自治省のほうでどういふ御指導をなさってやるか、あるいは指導は全然しなくて、単なる市町村にまかせっきりなのか、その点についてまず一点お伺いをいたしたいと思ひます。

それから、私の県内でも市が二十三あります。小さい市がたくさんあるわけですが、し尿処理を各市町村ごとにつくりますと、これはどなたも御存じのように、し尿処理槽、こういうものはだれも要求するものではありません。したがって、つくるときは年じゅうけんかです。地元の人、こういうものをつくと土地が高く売れない、こういうことにもなります。そこでこれは単なる市町村段階ではなくて、私の県でも、県で総合的なものをつくったらというようなことを私なんかも知事に進言したこともありまして、埼玉でも多少そういう方向に向いておるようです。これを市町村の行政ではなくて、もつと県の段階で、単に財政だけではなくて、こういう小さい市町村が一つ一つつくる、こういうことではなくて、もつと総合的に、県で幾つかの大きな川が流れておるならばその下流に集めてつくる、こういうことを指導すべきだ、こういう点についての程度の指導が行なわれておるかどうか。あるいはもつと端的には、今度東京都と埼玉の境目に参りますと久留米団地とかいろいろのものがありますけれど、そういうところは、埼玉に流したらいいか東京に流したらいいか、その丘の起伏の状況によって異なるわけでしょう。これはよくありますように、道路がここまでアスファルトでその先は

ということはありませんけれども、道路はつくらなくてもいいけれども、下水はそういうわけにまいらない。結局流しっぱなし、こういうことにもなる。こういう面からも、今度は単に県段階を越えて国の段階での直接の指導、こういうことも必要になってくるわけですが、そういう点をどういふふうな指導されておるか。全然県にまかせっきりなのかどうか、この点。

それから公害対策の問題で、私のほうへもたくさん工場が来ております。公害の中でもいろいろな公害があるわけですが、いろいろな薬品を使って、その処理は私もよく知りませんが、たぶん法律が制定されておるわけですが、しかし、工場ができましたというふうな過設備も何もしないで、三百万、五百万くらい小さな町工場その施設は一万くらいかかる、そういうことで、実際上は工場の建築許可だけされて、そういう過設備その他をつくらないで運転をしている。そういうことで、あとで取り消すわけにいかないから、めぐりで劇薬なんか使っている。こういうことが非常にあると思うのです。したがって、中小企業が非常に金がかかるとして無理な点もあるのでございまして、そういう点について、たとえば政府あたりでモデル工場をつくる、あるいはモデル地区をつくる、あるいはあるものに一定の奨励金なり補助金を出しているかどうか、あるいは出す用意があるかどうか、そういう点、あるいは、したがって法の完全適用をどの程度行なうよう指導しているか、これは県にまかしておるのか、市町村にまかしておるのか、どういふところをやっておるのか。それから一応の法律

はありますけれども、こういうふうには非常に劇薬を使ってくる化学産業が発展してくると、現在の法律では非常に不備な点が多いようです。したがって、今後そういう面に対する法の改正を行なっていく用意があるかどうか。以上三点について、多少自治省のほうとも関連いたしますけれども、答弁できなければこの次でも来て、まず厚生省関係で答弁してください。

○砂原政府委員 只松委員さんにお答えをいたしますが、住宅団地の問題については、私もはっきり記憶いたしておりませんが、団地をつくり出すのは従来はかつてにつくられたわけですが、企業家が団地をつくらうとすれば、その許可も必要なくてやれたわけですが、今は、おそらく建設省のほうで、団地造成に対してはすべてその地方の所管度をしていたしております。知事の認可を受けなければならぬという法律が前国会で制定されたように記憶いたしておるのでありますが、私もはっきり覚えておりません。

それからこれは、ただいまお話しのとおりで、どうも団地をつくるに団地をつくれれば、当然下水道の処理などに対しての処置はその団地を造成したものの責任において処理されなければならぬ、これは当然のことでありませぬ。しかるに、どうも団地だけつくっておいて、下水道も何もろくににつくらないままで土地の売りつけをやる、それがために汚物の排出が、一段農民の使っておりましていわゆる農業用の用水のほうへ流されていく問題を起こしておるというところが各方面に起こっておるのであります。こういう問題は、団地造成をやりますときにすでにその

責任のある処置をとらなければならぬはずなものであります。こういうことは、特に下水の問題になりますと建設省の所管になるわけでありまして、よく緊密な連絡をとって解決をしていかなければならぬと思ひます。さらに、し尿問題等もそのとおりであります。道路が完全にできておらないのただ造成をして、車がろくに入らないような道でも造成させればそこにとりあえず家を建ててしまふという問題が起ってくるのであります。団地の造成については、このほか建設省がこうした規制をいたした理由も、お説のようなことから起る問題でありまして、十分検討をし、また緊密な連絡をとって善処いたしたいと考えております。

○館林政府委員 お話のように、この一市町村だけでは片づかないような汚物処理の事態も生じておること、御指摘のとおりであります。したがって、最近は一、二、三の市町村あるいはもつと多くの市町村が共同で処理施設をつくるという傾向がだいぶふえてまいりました。埼玉にもそういう計画があるやに聞いております。そのほか大阪のほうは、大阪府が直接広域下水道をつくるという計画をいま持っております。これも御質問の中にありましたように、これを市町村にまかせずに府みずから乗り出してやるという事態が起っております。これは一市町村の問題でなくて、そういう広い見地から措置すべき段階がだんだん来ております。ただ都道府県の領域を越えたものを包含するというようなものは目下のところございませぬけれども、少なくとも今後は広域の処理

施設あるいは下水道施設というものは漸次発達してまいると思ひますし、私もそういうものを指導いたしてまいっております。そういう場合に特殊な事態がございまして、私どもが補助金あるいは起債を考へる場合にはできるだけ優先的に考へまして、それらの市町村が非常な財政的な苦況にならないように十分配慮してまいりたいと思ひます。

御指摘の薬品類が公共下水道へ入る、あるいは河川へ流れ込むというような事例が最近あるわけでございますが、これに關しましては、法律では工場排水等の規制に關する法律というのがございまして、これはそれぞれの工場を所管する省が主管いたしておるわけでございますが、有害な物質を工場外に出さないような規制が行なわれております。

そのほか下水道設置地域におきましては、下水道法によりまして、本来であれば下水道へ流し込むべきものでございまして、その有害な物質のために下水道施設が破壊されるというふうな有害物質もあるわけでございますが、そのようなときには工場の責任において有害物質の排除をして流さなければならぬ、こういう規定がございまして、現実上は、そういうことになっておるはずでございますが、実際問題としてなかなかその取り締まりが十分でなくて、有害な物質が下水道に流され、河川に流されておる現状でございます。これらのものは、最近東京都におきましても決意を新たにしまして、取り締まりを強化する方針を立てました。まず第一段階としては警告を出す、警告を聞かざるものは法律によって処罰す

第一類第七号 社会労働委員会議録第二号 昭和三十八年十二月十三日

るということ、強い措置をとるよう
に乗り出してあります。

○田口委員長 本日はこの程度にとど
め、次会は明十四日午前十時委員会を
開会することとし、これにて散会いた
します。

午後四時三十四分散会

第一類第七号

社会労働委員会會議録第二号

昭和三十八年十二月十三日

昭和三十八年十二月十八日印刷

昭和三十八年十二月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局